



2024年5月23日

岐阜県知事 古田 肇 様
岐阜県環境生活部長 渡辺幸司 様

団体名: NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本
共同代表 金井 裕
共同代表 永井 光弘

回答書「美佐野ハナノキ湿地群の保全について」に対する再質問

冠省

2023年11月7日付けの当団体からの質問書「美佐野ハナノキ湿地群の保全について」に対して、貴県より同年12月12日付けで回答書を受領しました。ご回答ありがとうございます。しかしながら、回答内容が不十分なところがありますので、再質問いたします。

1. 質問1) に対する回答は、意見照会・回答の日付しか明記されておらず、回答内容が不明です。当団体からの質問の意図は、貴県と御嵩町・環境省とで具体的にどのようなやりとりがあったかのかを明確にすることです。また、「保存期間が経過し文書は廃棄済み」との記載がありますが、当時の町・県・環境省とのやり取りが重要湿地リストの最終確認文書に反映されているわけで、たとえ該当文書が廃棄済みであっても、町・県・環境省とのやり取りの概要が引き継がれていなければ、残土処分場計画を抱える美佐野ハナノキ湿地群にとってのリストの価値を確認できず行政の継続性を保持できません。文書が廃棄済みであっても回答可能なはずですが、それでも回答不能とするのであれば、残土処分場建設に都合の悪い何かを隠ぺいしていると疑われてもしかたありません。なぜなら、御嵩町の前町長は当該の土地をリニア工事残土処分地として遅くとも2014年には考えていたはずであり、そのために町はこのエリアの環境省の網掛けに猛反発し、環境省は重要湿地選定を担保しつつ表面的に妥協して名前を消して対応したことが強く疑われるからです。その環境省と町の"妥協"の事実の隠ぺいによって、6年間も町民が重要湿地選定を知らされずに計画が進行することにつながっています。環境省や県からどのような内容の意見照会があり、御嵩町および県はどのような主旨の回答をしたのか、詳細にお教えください。
2. また、御嵩町から県を通じて環境省に質問したことに対する回答についての記載

がありません。本来回答がなければ問い合わせをするはずで、回答がないまま放置することは行政としてあり得ません。貴県および御嵩町は環境省にどのような質問をし、環境省からどのような回答があったのか明確にお答えください。

3. 質問3) および4) に対する回答では、ハナノキを含む絶滅危惧Ⅱ類の希少野生生物の保護の必要性は認めつつも、保護区指定の予定はないとの回答でした。美佐野ハナノキ湿地群の絶滅危惧Ⅱ類の希少野生生物を埋め立てによる伐採の危機から保護するためには、当該湿地の埋め立て計画そのものを中止しなければならないと考えますが、貴県の見解をお示しください。

以上、上記質問の回答を書面もしくは電子データにて2024年6月10日までに下記送付先までお送りください。

【回答送付先】

NPO法人 ラムサール・ネットワーク日本
〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F
info@ramnet-j.org

《この質問書についての問い合わせ先》

ラムサール・ネットワーク日本 理事 陣内隆之
TEL:090-8179-2123 E-mail:bi5t-jnni@asahi-net.or.jp